

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第12号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則
毒物及び劇物取締法施行細則（昭和39年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定毒物使用者の指定申請)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 法人にあっては、<u>定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書</u> (2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 法人にあっては、<u>定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書</u> (2)～(4) 略</p> <p>(指導員の指定申請)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 知事は、前項の書類の提出があったときは、指導員として指定し、<u>特定毒物実地指導員証</u>（第16号様式。以下「指導員証」という。）を交付する。</p> <p>(指導員の指定の更新)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 指導員の指定の更新を受けようとする者は、指定の日から起算して2年を経過する日の1月前までに<u>特定毒物実地指導員指定更新申請書</u>（第17号様式）に指導員証を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(特定毒物使用者の指定申請)</p> <p>第14条 政令第11条第1号の規定による特定毒物使用者としての指定を受けようとする者は、特定毒物使用者指定申請書（第10号様式その1）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人にあっては、<u>定款又は寄附行為及び登記の謄本</u> (2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 政令第28条第1号ロの規定による特定毒物使用者としての指定を受けようとする者は、特定毒物使用者指定申請書（第10号様式その3）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人にあっては、<u>定款又は寄附行為及び登記の謄本</u> (2)～(4) 略</p> <p>(指導員の指定申請)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 知事は、前項の書類の提出があったときは、指導員として指定し、<u>特定毒物使用実地指導員証</u>（第16号様式。以下「指導員証」という。）を交付する。</p> <p>(指導員の指定の更新)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 指導員の指定の更新を受けようとする者は、指定の日から起算して2年を経過する日の1月前までに<u>特定毒物使用実地指導員指定更新申請書</u>（第17号様式）に指導員証を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>

(書類の経由等)

第24条 法、政令及びこの規則の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、毒物劇物取扱者試験に係るものにあつては保健所長、その他のものにあつては申請又は届出に係る製造所、営業所、店舗、研究所又は事業場の所在地を所管する保健所長（その所在地が高松市の区域にある場合は、香川県東讃保健所長）を経由しなければならない。ただし、高松市又は県外に住所を有する者の毒物劇物取扱者試験に係る書類については、この限りでない。

2 略

第1号様式（第4条関係）

(日本工業規格A列4番)

毒物劇物取扱責任者住所（氏名）変更届

年 月 日

香川県知事 殿

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) ㊟

毒物劇物取扱責任者の住所（氏名）変更の届出をします。

登録番号及び年月日	第 号	年 月 日
製造所（営業所、店舗） 又は事業場	所在地	
	名称	
変更前の住所（氏名）		
変更後の住所（氏名）		
変 更 年 月 日		
備 考		

(注意)

氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

(書類の経由等)

第24条 法、政令及びこの規則の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、毒物劇物取扱者試験に係るものにあつては保健所長、その他のものにあつては申請又は届出に係る製造所、営業所、店舗、研究所又は事業場の所在地を所管する保健所長（その所在地が高松市の区域にある場合は、香川県東讃保健所長）を経由しなければならない。ただし、県外居住者の毒物劇物取扱者試験に係る書類については、この限りでない。

2 略

第1号様式（第4条関係）

(日本工業規格A列4番)

毒物劇物取扱責任者住所（氏名）変更届

年 月 日

香川県知事 殿

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) ㊟

下記により毒物劇物取扱責任者の住所（氏名）変更の届出をします。

登録番号及び年月日	第 号	年 月 日
製造所（営業所、店舗） 又は事業場	所在地	
	名称	
変更前の住所（氏名）		
変更後の住所（氏名）		
変 更 年 月 日		
備 考		

(注意)

氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第10号様式その2 (第14条関係)

(日本工業規格A列4番)

特定毒物使用者指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

団体の主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の住所

代表者の氏名 ㊟

毒物及び劇物取締法施行令第16条第1号(第22条第1号)に規定するジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤(モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤)の使用者としての指定を申請します。

団体の員数	
保管責任者住所氏名	
保管運搬設備の設置数	
団体員に所属する農地の地番及び面積	別紙のとおり
農地の略図	別紙のとおり
対象農作物名及び使用方法	
備考	

(注意)

- 「農地の略図」の欄は、別紙とし、詳細に団体に所属する農地の略図を作製し、各団体員に所属する農地の場所を明記すること。
- 「備考」の欄には、すでに他の特定毒物について指定を受けている団体については、その指定番号並びに特定毒物名を記載すること。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第10号様式その2 (第14条関係)

(日本工業規格A列4番)

特定毒物使用者指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

団体の主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の住所

代表者の氏名 ㊟

毒物及び劇物取締法施行令に規定する「 」の使用者の指定を申請します。

団体の員数	
保管責任者住所氏名	
保管運搬設備の設置数	
団体員に所属する農地の地番及び面積	別紙のとおり
農地の略図	別紙のとおり
対象農作物名並びに使用方法	
備考	

(注意)

- 申請書本文中「 」内には、指定を受けようとする特定毒物名を下記により記入すること。
 - ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤にあっては「メチルジメトン等製剤」
 - モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤にあっては「フツソール等製剤」
- 農地の略図は別紙とし、詳細に団体に所属する農地の略図を作製し、各団体員に所属する農地の場所を明記すること。
- 備考欄には、すでに他の特定毒物について指定を受けている団体については、その指定番号並びに特定毒物名を記載すること。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第11号様式 (第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

特定毒物使用者指定証

住所 (法人等の団体にあつては、
主たる事務所の所在地)

氏名 (法人等の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

保管責任者氏名

毒物及び劇物取締法施行令第11条第1号(第16条第1号、第22条第1号、第28条第1号口)の規定によるモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤(ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤、^{リン}燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤)の使用者として指定したことを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

第11号様式 (第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

特定毒物使用者指定証

住所 (法人等の団体にあつては、
主たる事務所の所在地)

氏名 (法人等の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

保管責任者氏名

毒物及び劇物取締法施行令の規定による「 」の使用者として指定したことを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

第12号様式 (第17条関係)

(日本工業規格A列4番)

特定毒物使用者変更届

年 月 日

香川県知事 殿

住所 (法人等の団体にあつては、
主たる事務所の所在地)

氏名 (法人等の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名) ㊤

特定毒物使用者について次のとおり変更したので届け出ます。

使用者指定番号			
変更事項	変更前		
	変更後		
変更年月日			
備考			

(注意)

氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第12号様式 (第17条関係)

(日本工業規格A列4番)

特定毒物使用者変更届

年 月 日

香川県知事 殿

住所 (法人等の団体にあつては、
主たる事務所の所在地)

氏名 (法人等の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名) ㊤

特定毒物「 」使用者について次のとおり変更したので届け出ます。

使用者指定番号			
変更事項	変更前		
	変更後		
変更年月日			
備考			

(注意)

- 1 申請書本文中「 」内には、指定を受けた特定毒物名を下記により記入すること。
 - (1) モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤にあつては、「フラトール等製剤」
 - (2) ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤にあつては、「メチルジメトン等製剤」
 - (3) モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤にあつては「フツソール等製剤」
 - (4) 燐化アルミニウムとその分解促進剤を含有する製剤にあつては、「燐化アルミニウム等製剤」
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第15号様式（第22条関係）

（日本工業規格A列4番）

特定毒物実地指導員指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日生

毒物及び劇物取締法施行令第13条第1号（第18条第1号、第24条第1号）に規定するモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤（ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤）の実地指導員の指定を申請します。

所 属	
資格又は身分	

（注意）

- 1 「所属」の欄には、勤務場所名又は所属機関名を記入のこと。
- 2 「資格又は身分」の欄には、毒物及び劇物取締法施行令第13条第1号、第18条第1号又は第24条第1号に掲げる区分に従い、該当する資格又は身分を記入のこと。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第15号様式（第22条関係）

（日本工業規格A列4番）

特定毒物実地指導員指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日生

毒物及び劇物取締法施行令に規定された「 」製剤実地指導員の指定を申請します。

所 属	
職 名	

（注意）

- 1 申請書本文中「 」内には、指定を受けようとする特定毒物名を下記により記入すること。
 - (1) モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤にあつては「フラトール等」
 - (2) ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤にあつては、「メチルジメトン等」
 - (3) モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤にあつては「フツソール等」
- 2 所属は勤務場所名又は所属機関名を記入のこと。
- 3 職名は政令に規定される当該職名を記入のこと。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第16号様式その1 (第22条関係)

(表)

年度 第 号	この証票を携帯する者は、毒物及び劇物取締法施行令第13条第1号の規定により指定されたモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の実地指導員である。
特定毒物実地指導員証	
所属 氏名	
年 月 日発行	
香川県	

第16号様式その1 (第22条関係)

(表)

年度 第 号	この証票を携帯する者は、毒物及び劇物取締法施行令第13条第1号により指定されたモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の防除実地指導員である。
フラトール等製剤実地指導員証	
所属 氏名	
年 月 日発行	
香川県	

(裏)

毒物及び劇物取締法施行令(抜粋)
(使用方法)

第13条 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を使用して野ねずみの駆除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

(1) 略

(2) モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤をえさとして用い、又はこれを使用したえさを用いて行う駆除については、次の基準によること。

イ 屋内で行わないこと。

ロ 1個のえさに含有されるモノフルオール酢酸の塩類の量は、3ミリグラム以下であること。

ハ えさは、地表上に仕掛けないこと。ただし、厚生労働大臣が指定する地域において森林の野ねずみの駆除を行うため、降雪前に毒えさが入っている旨の表示がある容器に入れたえさを仕掛けるときは、この限りでない。

ニ えさを仕掛ける日の前後各1週間にわたって、えさを仕掛ける日時及び区域を公示すること。ただし、この号ハただし書に定める方法のみにより駆除を行うときは、えさを仕掛けた日の後1週間の公示をもって足りる。

ホ えさを仕掛け終わったときは、余ったえさを保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置すること。

(3) モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を液体の状態で行う駆除については、次の基準によること。

イ 食糧倉庫以外の場所で行わないこと。

ロ 液体に含有されるモノフルオール酢酸の塩類の割合は、0.2パーセント以下であること。

ハ 1容器中の液体の量は、300立方センチメートル以下であること。

ニ 液体を入れた容器は、倉庫の床面より高い場所に仕掛けないこと。

ホ 液体を入れた容器ごとに、モノフルオール酢酸の塩類を含有する液体が入っている旨を表示すること。

ヘ 液体を仕掛け終わったときは、余った液体を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置すること。

(空容器等の処置)

第14条 容器又は被包に収められたモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

(裏)

毒物及び劇物取締法施行令抜粋
(使用方法)

第13条

二 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤をえさとして用い、又はこれを使用したえさを用いて行う駆除については、次の基準によること。

イ 屋内で行わないこと。

ロ 1個のえさに含有されるモノフルオール酢酸の塩類の量は、3ミリグラム以下であること。

ハ えさは、地表上に仕掛けないこと。ただし、厚生労働大臣が指定する地域において森林の野ねずみの駆除を行うため、降雪前に毒えさが入っている旨の表示がある容器に入れたえさを仕掛けるときは、この限りでない。

ニ えさを仕掛ける日の前後1週間にわたって、えさを仕掛ける日時及び区域を公示すること。ただし、この号ハただし書に定める方法のみにより駆除を行うときは、えさを仕掛けた日の後1週間の公示をもって足りる。

ホ えさを仕掛け終わったときは、余ったえさを保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置すること。

三 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を液体の状態で行う駆除については、次の基準によること。

イ 食糧倉庫以外の場所で行わないこと。

ロ 液体に含有されるモノフルオール酢酸の塩類の割合は、0.2パーセント以下であること。

ハ 1容器中の液体の量は、300立方センチメートル以下であること。

ニ 液体を入れた容器は、倉庫の床面より高い場所に仕掛けないこと。

ホ 液体を入れた容器ごとに、モノフルオール酢酸の塩類を含有する液体が入っている旨を表示すること。

ヘ 液体を仕掛け終わったときは、余った液体を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置すること。

(空容器等の処置)

第14条 容器又は被包に収められたモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

第16号様式その2 (第22条関係)

(表)

年度 第 号	この証票を携帯する者は、毒物及び劇物取締法施行令第18条第1号の規定により指定されたジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の実地指導員である。
特定毒物実地指導員証	
所属	
氏名	
年 月 日発行	
香川県団	

第16号様式その2 (第22条関係)

(表)

年度 第 号	この証票を携帯する者は、毒物及び劇物取締法施行令第18条第1号により指定された「ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤実地指導員」である。
メチルジメトン等製剤実地指導員証	
所属	
氏名	
年 月 日発行	
香川県団	

(裏)

毒物及び劇物取締法施行令(抜粋)
(使用方法)

第18条 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅、ホツブ、なたね、桑、しちとうい又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫の防除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 略
- (2) あらかじめ、防除実施の目的、日時及び区域、使用する薬剤の品名及び数量並びに指導員の氏名及び資格を防除実施区域の市町村長を経由して(特別区及び保健所を設置する市の区域にあつては、直接)保健所長に届け出ること。
- (3) 防除実施の2日前から防除終了後7日までの間、防除実施の日時及び区域を公示すること。
- (4) なたね、桑又はしちとういの害虫の防除は、散布以外の方法によらないこと。
- (5) かんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅又は食用に供されることがない観賞用植物の害虫の防除は、散布及び塗布以外の方法によらないこと。

(6) ホツブの害虫の防除は、塗布以外の方法によらないこと。

(7) 食用に供されることがない観賞用植物の球根の害虫の防除は、浸漬以外の方法によらないこと。

(8) なたねの害虫の防除は、その抽苔期間以外の時期に行なわないこと。

(器具等の処置)

第19条 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用して害虫の防除を行なつたときは、防除に使用した器具及び被服であつて、当該製剤が附着し、又は附着したおそれのあるものは、使用のつど、保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

(空容器等の処置)

第20条 容器又は被包に収められたジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

(裏)

毒物及び劇物取締法施行令抜粋
(使用方法)

第18条 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅、ホツブ、なたね、桑、しちとうい又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫の防除を行なう場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

一 略

二 あらかじめ、防除実施の目的、日時及び区域、使用する薬剤の品名及び数量並びに指導員の氏名及び資格を防除実施区域の市町村長を経由して保健所長に届け出ること。

三 防除実施の二日前から防除終了後七日までの間、防除実施の日時及び区域を公示すること。

四 なたね、桑又はしちとういの害虫の防除は、散布以外の方法によらないこと。

五 かんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅又は食用に供されることがない観賞用植物の害虫の防除は、散布及び塗布以外の方法によらないこと。

六 ホツブの害虫の防除は、塗布以外の方法によらないこと。

七 食用に供されることがない観賞用植物の球根の害虫の防除は、浸漬以外の方法によらないこと。

八 なたねの害虫の防除は、その抽苔期間以外の時期に行なわないこと。

(器具等の処置)

第19条 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用して害虫の防除を行なつたときは、防除に使用した器具及び被服であつて、当該製剤が附着し、又は附着したおそれのあるものは、使用のつど、保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

(空容器等の処置)

第20条 容器又は被包に収められたジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

第16号様式その3 (第22条関係)

(表)

年度 第 号	この証票を携帯する者は、毒物及び劇物取締法施行令第24条第1号の規定により指定されたモノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の実地指導員である。
特定毒物実地指導員証	
所属	
氏名	
年 月 日発行	
香川県団	

第16号様式その3 (第22条関係)

(表)

年度 第 号	この証票を携帯する者は、毒物及び劇物取締法施行令第24条第1号により指定されたモノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の実地指導員である。
フツソール等製剤実地指導員	
所属	
氏名	
年 月 日発行	
香川県団	

(裏)

毒物及び劇物取締法施行令(抜粋)

(使用方法)

第24条 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 略
- (2) あらかじめ、防除実施の目的、日時及び区域、使用する薬剤の品名及び数量並びに指導員の氏名及び資格を防除実施区域の市町村長を経由して(特別区及び保健所を設置する市の区域にあつては、直接)保健所長に届け出ること。
- (3) 防除実施の2日前から防除終了後7日までの間、防除実施の日時及び区域を公示すること。

(4) 散布以外の方法によらないこと。

(器具等の処置)

第25条 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用して、かんきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除を行なつたときは、防除に使用した器具及び被服であつて、当該製剤が附着し、又は附着したおそれがあるものは、使用のつど、保健衛生上危害を生ずる

おそれがないように処置しなければならない。

(空容器等の処置)

第26条 容器又は被包に収められたモノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

(裏)

毒物及び劇物取締法施行令抜粋

(使用方法)

第24条 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除を行なう場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

- 一 略
- 二 あらかじめ、防除実施の目的、日時及び区域、使用する薬剤の品名及び数量並びに指導員の氏名及び資格を防除実施区域の市町村長を経由して保健所長に届け出ること。
- 三 防除実施の2日前から防除終了後七日までの間、防除実施の日時及び区域を公示すること。

四 散布以外の方法によらないこと。

(器具等の処置)

第25条 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用して、かんきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除を行なつたときは、防除に使用した器具及び被服であつて、当該製剤が附着し、又は附着したおそれがあるものは、使用のつど、保健衛生上危害を生

ずるおそれがないように処置しなければならない。

(空容器等の処置)

第26条 容器又は被包に収められたモノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

第17号様式（第23条関係）

（日本工業規格A列4番）

特定毒物実地指導員指定更新申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
年 月 日生

毒物及び劇物取締法施行令第13条第1号（第18条第1号、第24条第1号）に規定するモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤（ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイトを含有する製剤、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤）の実地指導員の指定の更新を申請します。

所 属	
資格又は身分	
年度における 指定の指定年月日及 び指定番号	第 年 月 日 号

（注意）

- 「所属」の欄には、勤務場所名又は所属機関名を記入のこと。
- 「資格又は身分」の欄には、毒物及び劇物取締法施行令第13条第1号、第18条第1号又は第24条第1号に掲げる区分に従い、該当する資格又は身分を記入のこと。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 改正前の毒物及び劇物取締法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

第17号様式（第23条関係）

（日本工業規格A列4番）

特定毒物実地指導員指定更新申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
年 月 日生

毒物及び劇物取締法施行令に規定された「 」製剤実地指導員の指定の更新を申請します。

所 属	
職 名	
年度における 指定の指定年月日及 び指定番号	第 年 月 日 号

（注意）

- 申請書本文中「 」内には下記により記入すること。
 - モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の実地指導員にあつては「フラトール等」
 - ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイトを含有する製剤の実地指導員にあつては「メチルジメトン等」
 - モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の実地指導員にあつては「フツソール等」
- 所属は勤務場所名又は所属機関名を記入のこと。
- 職名は政令に規定される当該職名を記入のこと。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。